

「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の見直しのポイントについて

自動車排出ガス総合対策小委員会の中間報告（案）を踏まえて、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第6条及び第8条に基づく、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の見直しを行う際のポイントについては、次のとおりである。

1 対策の継続

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質については、環境基準を達成していない測定局があることや、継続的・安定的に達成されていない測定局があることから、これらの総量の削減に関する基本方針を策定して、対策を継続すること。

2 目標内容

「対策地域における大気の汚染に係る環境基準の確保」とすること。

3 目標期間

「平成32年度まで」とする。ただし、平成27年度までに、測定局における環境基準の達成をできる限り図ること。

4 基本方針に定める施策等の見直し

○ 重点対策地区の範囲

現行の基本方針において、「例えば交差点近傍のような合理的な範囲」とされている重点対策地区の例示を、各都府県が地域の状況や特性に応じ必要と考える合理的な範囲を指定できるように見直すこと。

○ その他

小委員会における中間報告（案）を踏まえ、所要の見直しを行うこと。